

ST 準用試験のご案内

玩具安全基準（ST 基準）の最新版 ST-2016 が 2016 年 4 月 1 日付で発効しました。
今回の主な改正点は以下のとおりです。

項	項目	改正点の概要
3	定義	3.59 自由飛行、3.60 矢、3.61 ダーツ、3.62 前縁(leading edge)を追加
		射出機構、蓄積エネルギーを有する発射体付玩具、蓄積エネルギーを有さない発射体付玩具の改正
4.5	特定の玩具の形状・寸法・強度	対象年齢 18 ヶ月未満の子供を対象とし、質量が 0.5kg 未満であって「ほぼ球形、半球形、丸いフェリア形、又はドーム形の端部を有する玩具」の要求事項を追加
		18 ヶ月以上 48 ヶ月未満の子供を対象とし、「ほぼ球形、半球形、又はドーム形の端部」をもつ玩具の留め具(例：くぎ、ボルト、ねじ、びょう)の要求事項を追加
4.8	突起	主に浴槽で使用するために設計された玩具の剛性の突起についての要求事項を追加
4.18	発射体付玩具一般	発射体付玩具の要求事項が適用除外される品目として最大射距離による区分と軌道に沿って推進されるか、又は別の表面上に射出される地上形の玩具を追加
	発射体	1) 発射体の前縁(leading edge)の要求事項として剛性発射体の先端のアセスメントのためのゲージを使用 2) 吸盤を持つ発射体の要求事項の改正と軸が発泡体で出来た吸盤を持つ発射体の要求事項を追加 3) 発射体における小部品の要求事項を追加 4) 即席の発射体に関する要求事項の追加
	その他の発射体付玩具	1) 口で操作する発射体付玩具の要求事項を追加 2) ダーツの形をした発射体の要求事項の改正 3) 「矢の形をした発射体」の単位面積当たりの最大運動エネルギーは 2500J/m ² 以下であること
	ローター及びプロペラ	除外項目の追加とローター及びプロペラによって怪我を生じる潜在的可能性が最低限となるよう設計例を追加
4.26	電池	1) 電池ボックスの蓋を容易に開くことができるものの定義として衝撃試験と引張試験を追加 2) 蓋の回転、スライド等の動作で開く場合の要求事項を削除 3) ボタン電池の蓋の要求事項をボタン電池、コイン電池及び公称電圧 3V 以上の電池の蓋に拡張

ST 基準は玩具のための基準ですが、危険な先端や縁部が無いのか？ 落下した際に誤飲につながる小部品が発生しないか？ など身の回りにある様々な製品の安全性の指標の 1 つとして多くの分野で参考にされています。

玩具に限らず様々な製品の安全性の確保のため ST 基準を準用した検査を是非ご活用ください。

お問い合わせはこちらまで ☞

一般財団法人 日本文化用品安全試験所 (ブンカケン)

東京事業所 営業部 TEL:03(3829)2516

E-Mail: info@mgsl.or.jp



大阪事業所 営業開発部 TEL:072(968)2224

E-Mail: info-osaka@mgsl.or.jp